

内閣委員会

内閣調査室

I 所管事項の動向

1 経済財政政策

(1) 経済状況の推移

ア 世界経済の状況

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が世界各国で拡大し、多くの国でロックダウンなどの行動制限が行われた。これに伴い、世界経済は停滞したが、ワクチンや治療薬の開発等を契機に行動制限を緩和する国が増加し、世界各国で需要が急拡大した。これに対し、物の供給が追いつかず、欧米諸国などでは物価が急激に上昇した。

また、ロシアがウクライナを侵略し、西側諸国がロシアに対し、経済制裁を行ったことを契機に、原油、天然ガス、小麦等の価格が急騰した。

加えて、物価高への対応として、米連邦準備制度理事会（FRB）が、令和4年3月以降、利上げを実施し、日米の金利差が拡大したため、同年10月には、1ドル=151円94銭を付け、32年ぶりの安値水準まで下落した。

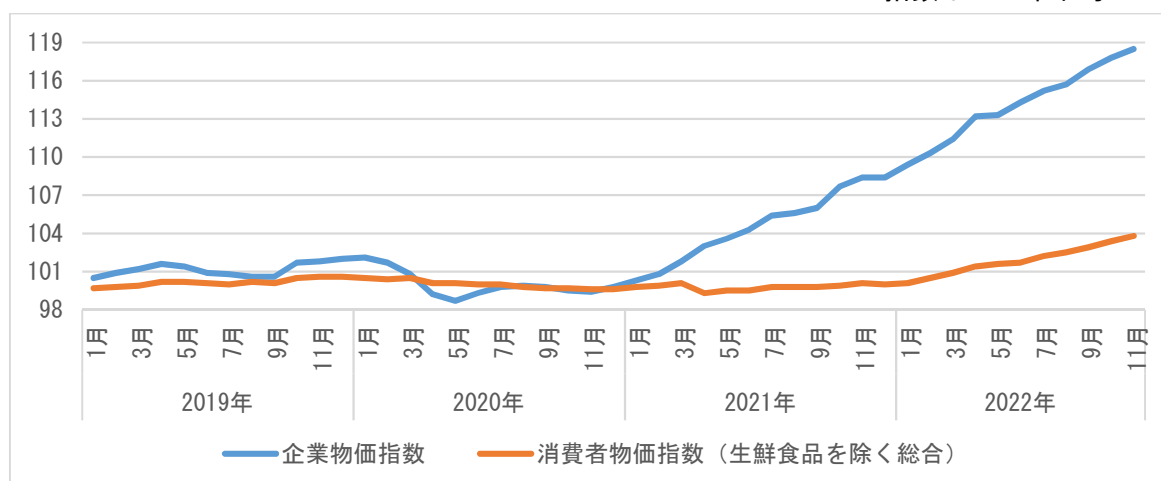
欧米諸国では、物価高を抑え込むために急速かつ大幅な利上げを行ったことで、景気後退に陥る可能性が指摘されている¹。

イ 我が国における物価上昇

我が国においては、これまで、値上げによる消費行動の減退を懸念し、輸入コストが上昇しても、最終価格には転嫁しないことが多かった²。しかし、昨年来、世界的な物価上昇を踏まえ、食料品を中心に価格転嫁の動きが広がり、消費者物価が上昇している。

図表 企業物価指数、消費者物価指数の推移

指数は2020年平均=100



(日本銀行HP、総務省統計局HPを基に当室作成)

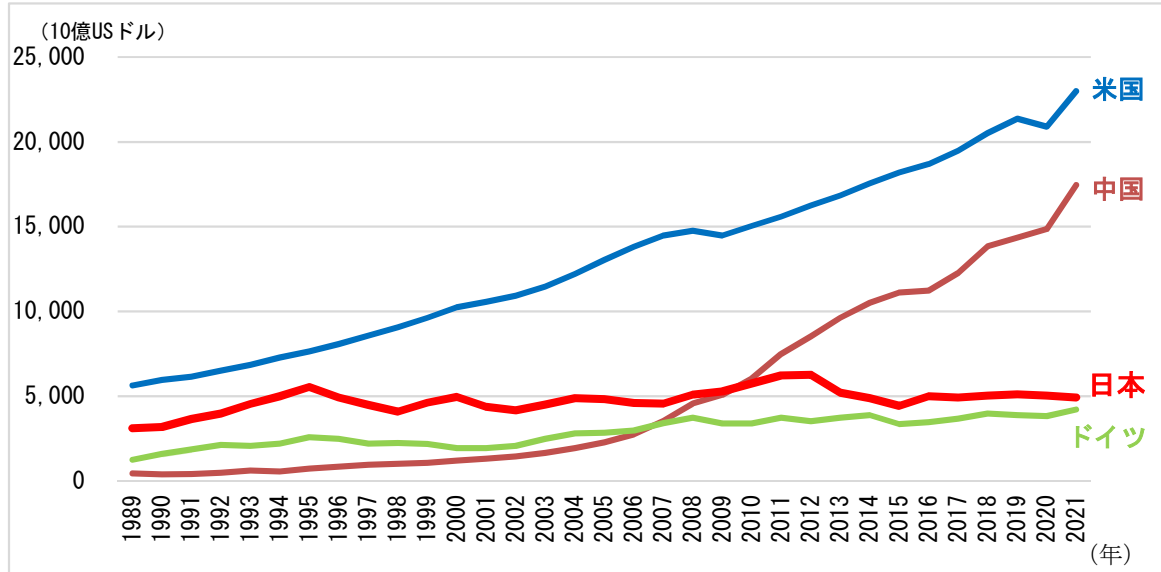
¹ 『朝日新聞』(令4.12.16)

² 『毎日新聞』(令4.7.23)

ウ 日本経済の状況

1990年代以降、各国の国内総生産（GDP）が上昇する中、我が国の経済は低成長が続いており（失われた30年）、我が国のGDPは横ばいとなっている。その背景として、バブル経済崩壊以降の需要の弱さに加え、少子高齢化による生産年齢人口の減少、一人当たり労働時間の減少、成長投資の低迷による生産性の伸び悩みといった供給力の低下が挙げられている。潜在成長率は、3%台から1%未満に低迷し、国際的にも低い状況が続いている。

図表 GDP上位4か国の名目GDP（USドル）の推移



（IMF「World Economic Outlook Database」を基に当室作成）

また、コロナ禍以降、我が国では、供給力（国内の労働力や製造設備等から推計）が需要を上回る状態（デフレギャップ）にあり、内閣府の推計に基づけば、令和4年4～6月期においては、15兆円の需要不足であった³。こうした状況の下、物余りの状態が続き、景気は停滞している。

(2) 政府の対応

政府は、令和4年10月に、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を決定した。同対策では、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④国民の安全・安心の確保等を実行していくこととされた。同対策を受け、同年12月には、一般会計で約29兆円に上る令和4年度第2次補正予算が成立した。

政府は、同対策について、消費者物価（総合）を1.2%以上押し下げる物価抑制効果があると説明している。しかし、デフレギャップを解消するための財政支出も併せて行うとしており、財政支出による需要の創出は、物価上昇を招くとの指摘もある⁴。

³ 『日本経済新聞』（令4.9.23）

⁴ 第一生命経済研究所ホームページ「総合経済対策：何が矛盾しているのか？～物価対策と需要刺激のどっちなんだ～」〈<https://www.dlri.co.jp/files/macro/210802.pdf>〉（2022.12.28閲覧）

(3) 日本銀行の対応

日本銀行は、平成28年9月に、長期金利を短期金利よりも高い状態で維持するため、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、短期金利をマイナス0.1%、長期金利を0%程度に誘導する政策を実施していた。

こうした中、欧米諸国の相次ぐ利上げを踏まえ、日本銀行は、令和4年12月に、長期金利の変動幅を、「±0.25%程度」から「±0.5%程度」に拡大した。

今回の措置について、黒田日本銀行総裁は、「利上げではない。(金融緩和を終える) 出口戦略の一步ではない」旨の発言をしている⁵。しかし、日本銀行の決定を受け、長期金利は、令和5年1月上旬には0.5%まで上昇した。また、日米の金利差が縮小するとの見方から、円高が進んだ。

長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）とは

平成28年9月に、日本銀行が新たに導入した政策枠組み「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の柱の1つである。日本銀行は、短期金利をマイナス0.1%、長期金利を0%程度に誘導することで、短期から長期までの金利全体の動きをコントロールしようとしている。具体的には、長期金利の指標となる10年物国債利回りが0%程度で推移するように10年物国債の買入れを行い、変動幅を±0.25%程度に抑えようとしていた。

長期金利は足元で変動幅の上限近くで推移していたことから、今回の長期金利の変動幅の拡大は、事実上の利上げを意味するとの指摘もある⁶。

他方で、世界各国の金利が上昇する状況の下、我が国においては、日本銀行によって人為的に抑えられていた10年物国債の利回りが突出して低下していた。こうした中、長期金利の変動幅の拡大は、国債市場の「ゆがみ」を是正するとともに、企業が社債を発行する際の基準となる長期金利の機能を回復する狙いがあるとの指摘もある⁷。

⁵ 黒田日本銀行総裁記者会見（令和4年12月20日）

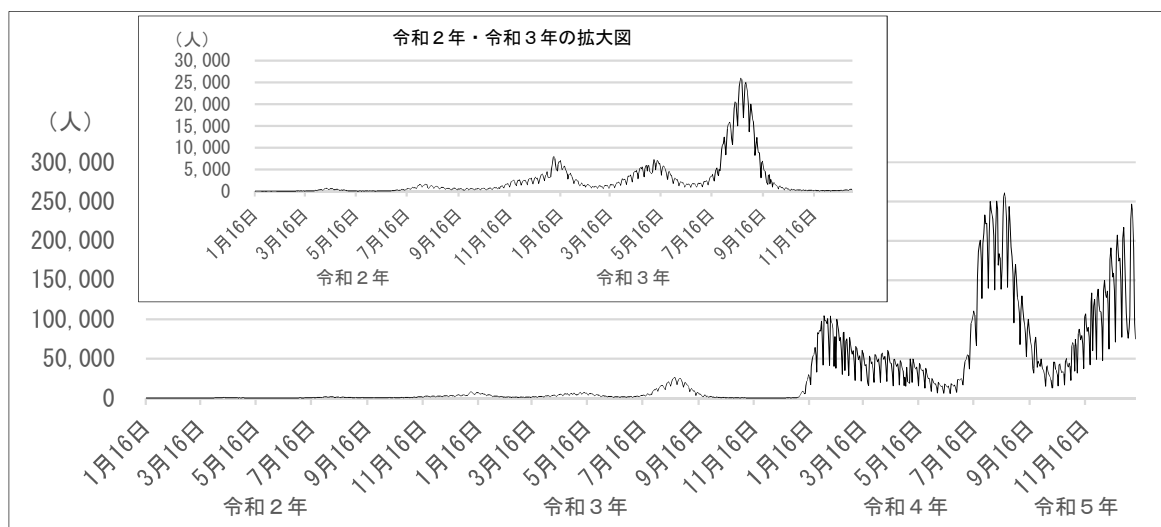
⁶ 『朝日新聞』（令4.12.21）、『日本経済新聞』（令4.12.21）等

⁷ 『朝日新聞』（令4.12.21）

2 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染状況の推移及び政府の対応

図表 日本の新規感染者数の推移



(厚生労働省オープンデータを基に当室作成)

令和2年1月、国内で最初の感染者が確認されて以来、感染者数は増減を繰り返した。

令和4年7月、感染力が極めて強いオミクロン株のBA.5系統が主流となる中、過去の感染拡大をはるかに上回る規模で感染が拡大した。これに対し、政府は、感染者数は増加しているが、重症者数や死亡者数は低い水準にあり、病床使用率も低い水準となっているとの認識を示した。その上で、感染拡大への対応について、社会経済活動をできる限り維持しながら、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置くこととした⁸。同年9月、政府は、6回の感染拡大を経る中で、我が国全体として対応力が強化されているとした。その上で、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化・患者の療養期間の見直し等により、保健医療システムを機能させながら、社会経済活動を維持できるようにするとした⁹。

感染者数及び病床使用率が同年10月から増加傾向に転じる中、同年11月、政府は、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定した。

図表 感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応（概要）

- ① 医療負荷増大期[※]にある場合、地域の実情に応じて、都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、感染拡大防止措置等に係る協力要請・呼びかけを実施する。
- ② ①の対策を講じても感染拡大が続く場合、地域の実情に応じて、都道府県が「医療非常事態宣言」を行い、より強力な要請・呼びかけを実施する。

※ 医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生

(「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を基に当室作成)

⁸ 新型コロナウイルス感染症対策本部「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」(令和4年7月15日)

⁹ 「Withコロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

(2) 「内閣感染症危機管理統括庁（仮称）」創設等の動き

感染症対応をめぐるのは、ワクチン接種を早めたい首相官邸と供給量不足等を懸念する厚生労働省とで足並みが乱れるなど、組織の方針が異なり混乱を招く場面があった¹⁰。

こうした状況の下、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議は、令和4年6月、次の感染症危機に向けた中長期的な課題を整理した¹¹。これを踏まえ、同月、政府は、次の感染症危機に備えるための対応の方向性を決定し¹²、同年9月、対応の具体策を決定した¹³。その中で、司令塔機能を担う組織として、内閣感染症危機管理統括庁（仮称）を設置することとし、そのために必要となる法律案を令和5年の通常国会に提出した上で、同年度中に設置することを目指すとした。また、事業者等に対する要請等の実効性を確保するとともに、感染拡大の初期段階から国の行政機関や地方公共団体が迅速に行動し得るよう、必要な法律案を同年の通常国会に提出することを目指すとした。

図表 特措法の効果的な実施及び司令塔機能強化に係る具体的対応

○特措法¹⁴の効果的な実施

- ① 事業者等に対する要請等の実効性の向上策について検討する。
- ② 政府対策本部長が行う都道府県知事等への指示について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間のみならず、政府対策本部設置時から行い得るようにする。
- ③ 感染拡大により事務の遂行が困難になった場合における、事務代行等の要請について、政府対策本部設置時から行い得るようにする。
- ④ 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、地方債の特例規定の創設を含め必要な措置を検討する。
- ⑤ まん延防止等重点措置や緊急事態措置に関する新型インフルエンザ等の病状要件について検討する。

○次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

行政各部の感染症危機への対応を統括し、司令塔機能を担う組織として内閣感染症危機管理統括庁（仮称）を内閣官房に設置する。

（新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日）を基に当室作成）

¹⁰ 『朝日新聞』（令4.6.19）等

¹¹ 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」（令和4年6月15日）

¹² 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」（令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

¹³ 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

¹⁴ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）

3 経済安全保障

(1) 背景

ア 中国の台頭¹⁵

(7) 経済力の強化

中国は、1949年の建国以降、社会主義化を推進したが、経済は停滞した。こうした中、1977年の文化大革命終結後、社会主義体制の下で市場経済を導入し、外国の資本や技術を取り入れることとした。これによって、中国は、急速な経済成長を実現し、2010年には、国内総生産（GDP）が世界第2位となった。

2013年には「一带一路」構想を打ち出し、世界各地におけるインフラ整備、貿易・投資の強化、金融協力等によって各国との関係を強化した。また、2015年には、製造業の実力強化に向けて、以下の3段階のアプローチ（中国製造2025）を示している。

第1段階：2025年までに製造強国となる。

第2段階：2035年までに製造業全体の実力を中位のレベルに引き上げる。

第3段階：中華人民共和国設立100周年（2049年）までに、製造業の総合的な実力を世界の製造強国の上位のレベルに引き上げる。

(4) 輸出管理の強化

他方、2020年12月、「中国輸出管理法」が施行され、軍用品やデュアルユース（軍民両用）品などについて、輸出を禁止できることとされた。また、2021年1月に公表された「レアアース管理条例案」は、レアアースを戦略物資として位置付け、採掘から輸出まで国が管理する内容となっている。「レアアース管理条例」と「中国輸出管理法」によるレアアースの輸出管理強化が懸念されている¹⁶。

イ 米国の動向

(7) トランプ政権の対応

2017年1月に発足したトランプ政権は、「米国第一」の方針を掲げ、2018年以降、知的財産権の侵害を理由に、中国製品に対し高率の関税をかけた。また、2018年に成立した「国防権限法2019」等により、中国企業からの通信機器調達を禁止することによって、米国内の通信網から中国製品を排除し、情報漏洩を防止しようとした。さらに、中国企業への米国製ハイテク部品の輸出を禁止することによって、中国への技術流出を防ごうとした¹⁷。その後、新型コロナウイルス感染症に対する中国の対応、新疆ウイグル自治区等における人権問題などを背景に、米国の中国への態度は硬化している¹⁸。

(4) バイデン政権の対応

2021年1月に発足したバイデン政権は、同盟国との連携を強化し、中国に対抗するよう

¹⁵ 日本大百科全書、一般財団法人日中経済協会HP、JETRO（日本貿易振興機構）HP「中国政府が『中国製造2025』発表、製造強国を実現」（2015.5.21）等を参考に記述

¹⁶ 『東京新聞Web』（令2.12.1）、『東京新聞Web』（令3.1.16）を参考に記述

¹⁷ 独立行政法人経済産業研究所「米中貿易摩擦の拡大化と長期化—顕著になったデカップリング傾向—」（2019.6.26）を参考に記述

¹⁸ みずほインサイト『『人権』で対中攻勢強める米国』（2021.12.22）を参考に記述

になった。2021年6月には、「サプライチェーンに関する報告書」が公表され、半導体や医薬品等の調達における中国依存を減らすため、日米豪印の枠組み（クアッド）を始めとする国際的な協調体制を強化する方針が示された。

また、2022年5月、中国に対抗してサプライチェーンの再構築やデジタル貿易のルールづくりなどで連携するため、米国、日本、韓国、インドなど13か国を創設メンバーとする「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」の始動を表明した¹⁹。

(2) 我が国の経済安全保障の取組

ア 外資規制

近年、欧米諸国では、安全保障の観点から、外国からの直接投資の管理が強化されている。2019年3月、OECDは、外国からの直接投資を通じて、企業が保有する技術やデータが国外へ流出するおそれ、以前より高まっていることを指摘した²⁰。

こうした中、我が国では、2019（令和元）年11月、外為法²¹が改正され、外国投資家が安全保障上重要な業種（武器、原子力、電力、通信等）の上場企業の株式を保有する際に必要な事前届出の対象が、株式の「10%以上」から「1%以上」に引き下げられた。

イ 土地利用規制

国境離島や防衛施設周辺等においては、かねてから、外国資本による広大な土地の取得が行われ、地域住民を始め、国民の間に不安や懸念が広がっていた²²。

そのような中、2021（令和3）年6月、重要土地等調査法²³が制定され、重要施設（防衛施設等）周辺や国境離島の土地取引を規制する制度が設けられた。なお、WTO協定における内外無差別原則に基づき、同法の規制対象は、外国資本に限定されていない。

ウ 経済安全保障推進法の成立²⁴

冷戦の終結後、国境を越えた経済活動の活性化により、世界経済は急速に成長したが、米中対立により、世界経済は分断されかねない状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際的な流通網が寸断され、半導体や医療物資が不足する事態が生じたため、特定の国に重要物資の供給を依存することのリスクが認識されるようになった。さらに、世界各国で、基幹インフラへのサイバー攻撃が行われ、2021年には、米国の石油パイプラインが操業停止となった。

¹⁹ 『日本経済新聞』（令和4.5.24）

²⁰ 経済産業省産業構造審議会 通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告（2019年10月8日）を参考に記述

²¹ 「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）

²² 「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について 提言」（令和2年12月24日国土利用の実態把握等に関する有識者会議）

²³ 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和3年法律第84号）

²⁴ 「経済安全保障法制に関する提言」（2022年2月1日経済安全保障法制に関する有識者会議）等を参考に記述

加えて、安全保障分野においては、先端技術の研究開発の重要性が高まっている。他方、我が国においては、安全保障上機微な発明を含め、特許出願の内容が公開されるため、機微技術の流出防止が喫緊の課題であった。

こうした中、2022（令和4）年5月、経済安全保障推進法²⁵が成立し、①重要物資の安定供給の確保、②基幹インフラの事前審査、③先端技術開発の官民協力、④特許出願の非公開の4分野について、経済安全保障を確保するための制度が整備された。

(3) セキュリティ・クリアランス制度導入の動き

骨太方針2022²⁶においては、重要情報を取り扱う者への資格付与（いわゆるセキュリティ・クリアランス）について、検討を進めるとされた。また、2022（令和4）年8月、高市経済安全保障担当大臣は、就任後の記者会見において、本法律を改正し、セキュリティ・クリアランスを盛り込む考えを示した²⁷。

国家安全保障戦略²⁸においても、主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進めるとされた。

4 こども・子育て支援

(1) 合計特殊出生率の推移

我が国の合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期（1947～49年）には4.3を超えていたが、その後急激に低下し、昭和35（1960）年頃からは、2.1前後で推移していた。昭和50（1975）年以降は、再び低下傾向となり、平成元（1989）年には「ひのえうま（丙午）」の年（昭和41（1966）年）の1.58を下回る1.57となった（1.57ショック）。その後も合計特殊出生率の低下は続き、平成17（2005）年には過去最低の1.26まで落ち込んだ。以降は、ほぼ横ばいで推移している。

1.57ショックを契機に、政府は少子化対策の検討を開始し、平成以降、子育て支援等の少子化対策を充実させるようになった。

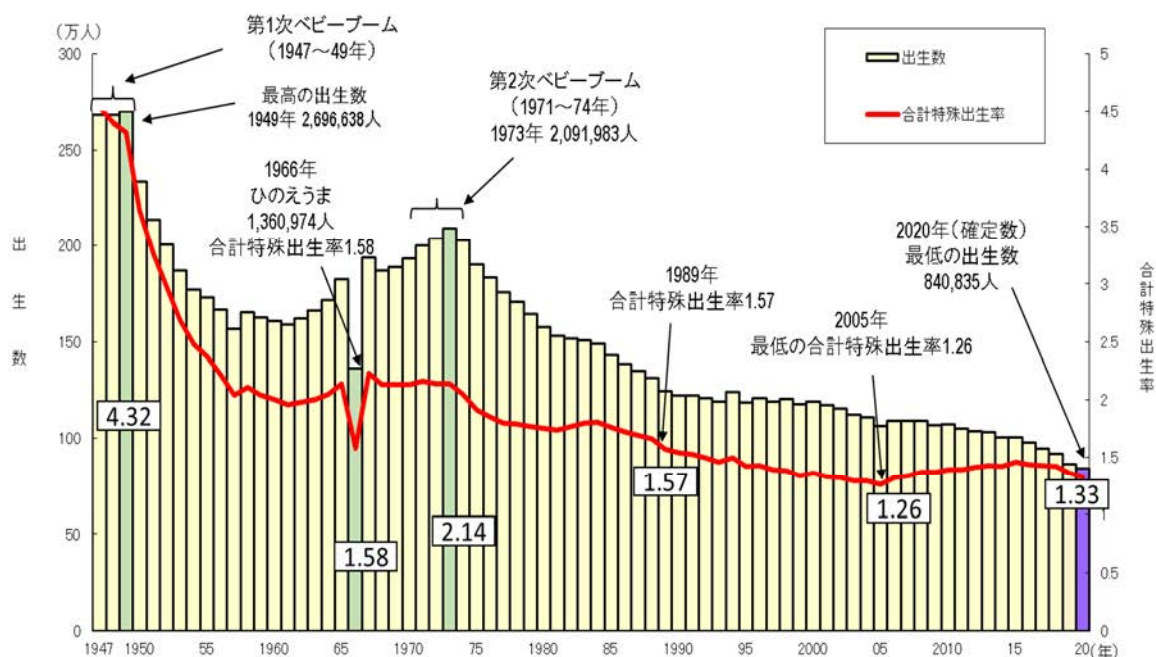
²⁵ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）

²⁶ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）

²⁷ 高市内閣府特命担当大臣就任記者会見要旨（令和4年8月10日）

²⁸ 令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定

図表 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(出所) 内閣府資料

(2) 保育の受け皿確保

都市部を中心に待機児童問題が深刻となったことを背景に、第二次安倍内閣以降、保育の受け皿確保のための取組が行われ、待機児童数は減少に転じた。しかし、厚生労働省の調査²⁹によると、潜在的な待機児童数（いわゆる隠れ待機児童）は6万人を超えている。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、こどもを保育施設に預けることをためらう保護者も少なくなく、入園者数の減少によって欠員が生じている施設もある³⁰。

図表 第二次安倍内閣以降の保育の受け皿確保のための取組

名称（公表時期）	期間	整備目標
待機児童解消加速化プラン （平成25年4月）	平成25年度から平成29年度までの5年間	約40万人分 （→ 約50万人分に上積み）
子育て安心プラン （平成29年6月）	平成30年度から令和4年度までの5年間（→ 令和2年度に前倒し）	約32万人分
新子育て安心プラン （令和2年12月）	令和3年度から令和6年度までの4年間	約14万人分

(内閣府「平成29年版少子化社会対策白書」及び「令和3年版少子化社会対策白書」を基に当室作成)

(3) 保育士の配置基準

保育現場では、送迎バスへのこどもの置き去りや虐待など問題が相次いでいるが、この

²⁹ 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」

³⁰ 『読売新聞』（令4.8.31）

背景には、保育士の人手不足があると指摘されている³¹。

保育の受け皿確保の取組により保育施設の数が増したが保育施設による人材確保が追いつかず、保育士の人手不足は深刻であるとされる³²。さらに、コロナ禍での感染対策等により保育士の業務量も増えている。

国が定める保育士の配置基準では、保育士1人当たりのこどもの数が定められているが、現場や保育団体からは、この配置基準ではこどもの安全を守れないとの指摘もある³³。

こうした中、政府は、平成27年度から、3歳児について配置基準を上回る配置（15：1）で実施する施設には公定価格の加算を行っている。また、令和5年度予算では、大規模保育所で25：1の配置を実現可能とするため、チーム保育推進加算の充実を行うこととしている。

図表 保育士の配置基準

	配置割合
0歳児	3人に保育士1人（3：1）
1歳児	6人に保育士1人（6：1）
2歳児	6人に保育士1人（6：1）
3歳児	20人に保育士1人（20：1） ※15：1で実施の場合加算あり
4歳以上児	30人に保育士1人（30：1）

(4) こども政策に関する予算

少子高齢化が進行する中、政府は、こども・子育て支援の充実、幼児教育・保育施設の拡充等を行ってきた。しかし、令和元（2019）年度における我が国の家族関係社会支出³⁴は対GDP比1.74%であり、欧州諸国と比べて低水準となっている。

こうした中、岸田内閣総理大臣は、令和4年10月、今後のこども政策に関する予算について、将来的に倍増を目指していく旨述べている³⁵。

図表 諸外国の家族関係社会支出（対GDP比）

日本 (2019)	アメリカ (2018)	ドイツ (2019)	フランス (2019)	イギリス (2018)	スウェーデン (2019)
1.74%	0.62%	1.95%	2.73%	2.98%	3.42%

（国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」（令和4年8月）を基に当室作成）

³¹ 『朝日新聞』（令4.12.19）、『読売新聞』（令4.12.19）

³² 『読売新聞』（令4.12.19）

³³ 『朝日新聞』（令4.12.4）

³⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」（令和4年8月）

³⁵ 第210回国会参議院会議録第3号16頁（令4.10.7）岸田内閣総理大臣答弁

5 DV防止対策（配偶者暴力防止法³⁶）

(1) 現行制度

ア 保護命令

配偶者暴力防止法においては、身体的暴力を受けた被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者（以下、事実婚を含む。）に対し、保護命令を発することができることとされている。

具体的には、配偶者から身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力を受けることにより、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、保護命令を発することができる（同法第10条第1項）。

保護命令には、①被害者への接近禁止命令（6か月）、②被害者への電話等禁止命令（6か月）、③被害者の同居の子又は被害者の親族等への接近禁止命令（6か月）、④被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令（2か月）がある。

イ 通報

配偶者から身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない（同法第6条第1項）。

(2) 経緯

ア 配偶者暴力防止法の制定

国連においては、昭和60年の「『国連婦人の10年』ナイロビ世界会議」以降、女性に対する暴力の撤廃に向けての宣言等が相次いで採択された³⁷。

こうした中、我が国では、平成12年12月に策定された「男女共同参画基本計画」において、夫やパートナーからの暴力について、新たな法制度などを含め検討することが示され、平成13年に配偶者暴力防止法が制定された。

同法には、保護命令制度、配偶者からの暴力を発見した者による通報、配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等が規定された。

保護命令については、被害者が配偶者からの更なる暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は6か月間の被害者への接近禁止又は2週間の住居からの退去を命ずることができるものとされた。

しかし、通報や保護命令等の対象となる「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものに限定されていた。

³⁶ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）

³⁷ ウィーン世界人権会議における「ウィーン宣言及び行動計画」（平成5年6月）、第48回国連総会における「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（平成5年12月）、第4回世界女性会議における「北京宣言及び行動綱領」（平成7年9月）、国連特別総会「女性2000年会議」における「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（平成12年6月）等

イ 平成16年改正法³⁸

配偶者暴力防止法における施行後3年を目途とする検討規定に基づき、平成16年に法改正が行われ、「配偶者からの暴力」は、精神的暴力及び性的暴力を含むこととされた（なお、通報や保護命令については引き続き身体に対する暴力のみが対象とされた）。

保護命令については、被害者と同居する未成年の子も接近禁止命令の対象とされるとともに、退去命令の期間が2週間から2か月に延長された。

ウ 平成19年改正法³⁹

平成16年改正法における施行後3年を目途とする検討規定に基づき、平成19年に法改正が行われ、配偶者から暴力を受けていなくても、生命等に対する脅迫を受けた者についても保護命令を発令できることとされた。また、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、電話等の禁止や、被害者の親族等への接近禁止の命令を発することが可能となった。

エ 令和元年改正法⁴⁰

平成31年に発生した児童虐待死事案の背景に配偶者からの暴力があったとの指摘を踏まえ、配偶者による暴力への対応と児童虐待への対応との連携を強化することとなった。これを受け、令和元年に法改正が行われ、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが、相互に連携・協力に努めるべきことが法律上明記された。

(3) 配偶者暴力防止法の改正に向けた動き

令和元年改正法の附則において、政府は、施行後3年を目途に、

- ・通報の対象となる配偶者からの暴力の形態、保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大
- ・配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方

について検討を加え、必要な措置を講ずることとされた。

これを受け、令和4年10月、政府の専門調査会⁴¹のワーキング・グループ⁴²において、以下を主な内容とする報告書⁴³が取りまとめられた。

- ・通報の対象に精神的暴力や性的暴力を加えること
- ・保護命令について、被害者を畏怖させる言動に対象を拡大するとともに、精神に対する重大な危害を受けるおそれ大きい場合についても対象とすること

³⁸ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第64号）

³⁹ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第113号）

⁴⁰ 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）

⁴¹ 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

⁴² 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ

⁴³ 「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書 DV対策の抜本的強化に向けて」（令和4年10月）

- ・保護命令に子への電話等禁止命令を追加すること
- ・保護命令の期間を6か月から1年に延長すること
- ・電話等禁止命令における禁止行為にSNSによる連絡や、GPS等を用いた位置情報の取得等を追加すること
- ・保護命令違反の罰則を「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」から「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」に厳罰化すること

小倉男女共同参画担当大臣は、本報告書を受け、配偶者暴力防止法の見直しについて、令和5年の通常国会への提出も念頭に、必要な法制化の作業を進めることとしている⁴⁴。

6 行政のデジタル化

(1) 行政のデジタル化に向けた取組

ア 行政手続のオンライン化

平成13年1月に策定された「e-Japan戦略⁴⁵」において、平成15年までに、実質的に全ての国の行政手続をインターネット経由で行うことを可能とするとされた。これを踏まえ、平成14年12月、行政手続オンライン化関係3法⁴⁶が成立した。これにより、書面等により行うこととされている行政手続のオンライン化が可能とされたほか、行政手続における本人確認サービスに関する規定の整備などが行われた。

イ オンライン手続の利便性向上

平成24年12月に発足した第二次安倍内閣は、IT戦略を成長戦略の柱として位置付け、平成25年6月の「世界最先端IT国家創造宣言⁴⁷」の中で、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を目指すこととした。

平成28年に成立した「官民データ活用推進基本法⁴⁸」の中では、行政手続については、オンライン利用を原則化することが定められた。

また、令和元年5月の法改正⁴⁹により、デジタル手続法⁵⁰にデジタル化の基本原則（デジタル3原則）が明確化されたほか、行政手続における添付書類の省略等の規定が整備された。

⁴⁴ 第119回男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会（令和4年10月12日）議事録

⁴⁵ 平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

⁴⁶ ①「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」【行政手続オンライン化法、通則法】（平成14年法律第151号）、②「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」【整備法】（平成14年法律第152号）、③「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」【公的個人認証法】（平成14年法律第153号）

⁴⁷ 平成25年6月14日閣議決定

⁴⁸ 平成28年法律第103号

⁴⁹ 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）

⁵⁰ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）。前掲注49により、前掲注46の①を題名改正。

図表 デジタル3原則

原則	概要
デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要に
コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

(デジタル庁HP等を基に当室作成)

ウ 押印・書面に係る制度の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国の社会が押印・書面・対面を前提としており、デジタル化が遅れていることが浮き彫りとなった。そこで、令和2年に改定された「デジタル・ガバメント実行計画⁵¹」では、押印・書面・対面を見直し、行政手続のオンライン化を推進することとされた。

令和3年5月、デジタル改革関連法の一環として、デジタル社会形成関係法律整備法⁵²が成立した。同法により、押印・書面に係る法改正が行われ、押印や書面を求める行政手続及び商取引等について、電磁的記録（電子メール等）による手続等が可能となった。

エ 手数料納付のキャッシュレス化

平成13年3月に策定された「e-Japan重点計画⁵³」において、平成15年度までに、手数料納付、納税等をインターネットにより行うことを可能とするとされた。これを受け、平成16年1月、歳入金電子納付システムの運用が開始され、オンラインによる手数料等の納付が可能となった。

また、令和元年5月の法改正により、行政手続等をオンラインで行う場合については、原則として、手数料等をオンライン等により納付できることが、デジタル手続法に規定された。しかし、行政機関の窓口で手続を行う場合等は、手数料等は印紙や現金による納付が求められることが多く、それ以外の手段（クレジットカード決済、コンビニ納付等）による納付が可能な手続は限られていた。

こうした状況を受け、令和4年4月、キャッシュレス法⁵⁴が成立し、国の歳入等の納付について、個別の法律を改正することなく、省令によりキャッシュレスによる納付を導入できることとなった。

⁵¹ 令和2年12月25日閣議決定

⁵² 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）

⁵³ 平成13年3月29日IT戦略本部

⁵⁴ 「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」（令和4年法律第39号）

(2) アナログ規制見直しの動き

令和3年11月、岸田内閣は、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題に一体的に対応するため、デジタル臨時行政調査会（デジタル臨調）を設置した。また、岸田内閣総理大臣は、令和4年春には一括的な規制見直しプランを取りまとめることとした⁵⁵。

令和4年6月、デジタル臨調は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定し、代表的なアナログ規制である7項目（目視規制、書面掲示規制、対面講習規制等）について、項目ごとに規制見直しの基本的な考え方を示した。

その後、デジタル臨調は、省庁から追加で申出のあった条項や、フロッピーディスク等の記録媒体の提出を求める条項等も加え、同年12月、9,669条項の見直し方針及び見直しの工程表を確定させた。これを踏まえ、岸田内閣総理大臣は、工程表に沿って令和6年6月までの2年間でアナログ規制を一掃するため、令和5年の通常国会において一括法案を提出するべく準備を進めていくとした⁵⁶。

7 マイナンバー制度

(1) 現行制度

ア マイナンバー制度の概要

「個人番号」（マイナンバー）は、本人を識別するための12桁の番号であり、日本国内に住民票を有する個人に対して付番される。マイナンバーは、最新の「基本4情報」（氏名、生年月日、性別、住所）と関連付けられて管理されている。

「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。

マイナンバー制度の目的は、①公正な給付と負担の確保、②国民の利便性の向上、③行政の効率化の3つである（マイナンバー法⁵⁷第1条）。

イ マイナンバーの利用

マイナンバーは、①社会保障制度、②税制及び③災害対策の3分野において利用を促進することとし（第3条第2項）、マイナンバーを利用できる事務を限定列挙する方式（ポジティブリスト方式）が採られている。ただし、将来的には幅広い分野での利用も目指すこととされている⁵⁸。

⁵⁵ 第1回デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）議事録等

⁵⁶ 首相官邸HP「総理の一日」（令和4年12月21日）

⁵⁷ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

⁵⁸ 政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月）6頁

図表 マイナンバーの利用範囲（主なもの）

社会保障分野	年金分野	<ul style="list-style-type: none"> ●年金の資格取得・確認・給付に利用 <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金・厚生年金・共済年金の支給 ○確定給付企業年金・確定拠出年金の支給 ○農業者年金の支給
	労働分野	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険等の資格取得・確認・給付、ハローワーク等の事務に利用 <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険の失業等給付・育児休業給付の支給 ○雇用安定事業・能力開発事業の実施 ○労災保険の保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施 ○公共職業安定所における職業紹介・職業指導の実施
	医療・福祉・その他分野	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険等の手続、福祉分野の給付、低所得者対策の事務に利用 <ul style="list-style-type: none"> ○医療保険等給付、後期高齢者医療給付、医療保険料の徴収 ○介護保険サービスの支給、介護保険料の徴収 ○予防接種の実施、実費の徴収 ○児童扶養手当の支給 ○ひとり親家庭への資金貸付・自立支援給付金の支給 ○母子健康手帳の交付・乳幼児健診の実施 ○特別児童扶養手当・特別障害者手当等の支給 ○児童手当又は特例給付の支給 ○障害者への自立支援給付の支給 ○幼稚園・保育所・認定こども園等の利用 ○生活保護の決定・実施 ○公営住宅・改良住宅の管理 ○日本学生支援機構奨学金の貸与
税分野	●国民が税務当局に提出する確定申告書等に記載、当局の内部事務等に利用	
災害対策分野	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者台帳の作成に関する事務に利用 ●被災者生活再建支援金の支給事務に利用 	
●上記のほか、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		

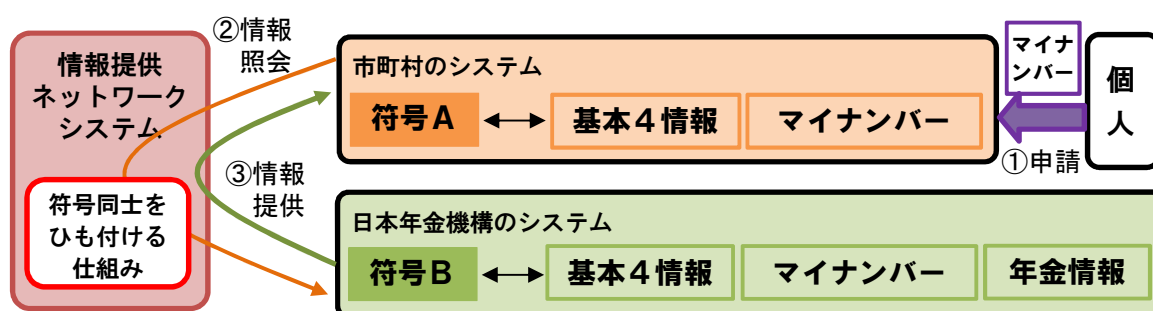
（総務省「平成26年版情報通信白書」等を基に当室作成）

ウ 情報連携

情報連携とは、個人情報分散管理する各機関が、マイナンバー等を用いて相互に個人情報を活用する仕組みである。これは、行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）を省略し、住民の利便性を図るとともに、行政を効率化すること等を目的としている。

機関間で情報連携を行う際には、マイナンバー自体を用いるのではなく「機関別符号」が用いられている。各機関別符号がどのマイナンバーにひも付けられているかは各機関でないと分からないため、国は各機関が保有する特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を網羅的に把握することはできないとされている。

図表 マイナンバー制度における符号を用いた情報連携の例



(総務省資料等を基に当室作成)

エ マイナンバーカード

「個人番号カード」(マイナンバーカード)は、本人に交付されるICチップのついたプラスチック製のカードである。マイナンバーカードには、12桁のマイナンバーが記載されるとともに、ICチップには電子証明書等が搭載されている。

マイナンバーカードは、①マイナンバーを確認する際の本人確認及び②個人番号利用事務実施者等によるアクセス記録の確認を目的に導入されたものである。しかし、ICチップ内の公的個人認証に係る電子証明書及び空き領域については、マイナンバーの情報を利用していないため、健康保険証や運転免許証等のほか、地方公共団体等による利活用も可能である。

(2) マイナンバー法制定及び改正の経緯

ア マイナンバー法の制定

我が国においては、昭和40年代以降、行政分野における電算化が進んだことを背景に、全国民に統一の番号を付番する制度(共通番号制度)の導入に向けた検討が行われてきたが、プライバシー侵害等の懸念が指摘されていた。

他方、平成11年の改正住民基本台帳法⁵⁹により、各市町村を結ぶ住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)が制度化された。住基ネットでは、全ての住民に11桁の住民票コードが付番され、住民票の写しの省略や転入転出手続の簡素化などが図られた。

その後、平成25年にマイナンバー関連4法⁶⁰が成立し、公平な負担と給付等を行うための基盤としてマイナンバー制度が創設された。マイナンバーの付番は平成27年10月から、マイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付は平成28年1月から、情報連携は平成29年11月から、それぞれ開始された。

イ マイナンバー法の改正

マイナンバー法は、これまでに3回改正され、利用範囲の拡大等が講じられてきた。

⁵⁹ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成11年法律第133号)

⁶⁰ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成25年法律第28号)、「地方公共団体情報システム機構法」(平成25年法律第29号)及び「内閣法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第22号)

(7) 平成27年改正法⁶¹

金融機関等に対し、預貯金者等情報をマイナンバーにより検索することができる状態で管理する義務が課された。これにより、預貯金口座を新規に開設する際には金融機関等よりマイナンバーの告知（提出）を求められることとなった。

(4) 令和元年改正法⁶²

国外転出者についても、マイナンバーカードの交付を受けることができるようになった。本改正は令和6年度中に施行される予定である。

(ウ) 令和3年改正法⁶³

マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することが可能となった。また、預貯金者は、一の預貯金口座を事前にマイナンバーとひも付けて登録し、災害や感染症の発生時等に支給される公的給付の支給に同口座の情報を活用することが可能となった。

(3) マイナンバー法の改正に向けた動き

令和4年6月に策定された重点計画⁶⁴においては、マイナンバーの利用範囲を広げるためには、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきであるとされた。その上で、令和5年にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年以降にシステム等の整備を行い、令和7年度までに新たな制度の施行を目指すとされている。

政府はこれを受けて、マイナンバー及びマイナンバーカードの利用促進を図る観点から、

①マイナンバーの利用範囲の拡大、情報連携の迅速化、公金受取口座の登録方法の簡易化

②マイナンバーカードの在外公館での交付、券面の記載事項の見直し

等の改正を行うこととした⁶⁵。

8 次世代医療基盤法

(1) 次世代医療基盤法⁶⁶の成立

健康・医療・介護分野の医療情報については、個人情報保護法⁶⁷上慎重な取扱いが求められ、原則として本人の同意なく第三者に提供することが禁止されてきた。そのため、ICT（情報通信技術）を用いた医療情報の利活用は一体的に機能せず、患者や国民がメリッ

⁶¹ 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）

⁶² 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）

⁶³ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（令和3年法律第39号）

⁶⁴ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）60-61頁

⁶⁵ マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第7回）（令和4年11月29日）資料

⁶⁶ 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（平成29年法律第28号）

⁶⁷ 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

トを実感できる形にはなっていないこと等が課題となっていた。

平成29年2月に閣議決定された「健康・医療戦略」では、医療情報を広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげるよう法制上の措置を講ずるとされた⁶⁸。これを受け、平成29年4月28日、次世代医療基盤法が成立した。

図表 次世代医療基盤法の概要

- ・ 国が適切な匿名加工^{*}の能力を有する事業者を認定する（認定事業者）。
- ・ 医療機関等は、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対し、医療情報を提供することができる。
- ・ 認定事業者は、収集情報を匿名加工し、医療分野の研究開発の用に供する（製薬会社や大学等が利活用）。

※ 個人情報を個人が特定できないよう、また個人情報を復元できないように加工すること
(内閣府健康・医療戦略推進事務局「『次世代医療基盤法』とは」(令和4年10月)9頁を基に当室作成)

(2) 次世代医療基盤法の改正の動き

次世代医療基盤法(平成30年5月11日施行)では、施行後5年見直しが規定されている(附則第5条)。これを受けて内閣の「健康・医療データ利活用基盤協議会」の下に「次世代医療基盤法検討ワーキンググループ」が設置され、令和4年12月27日、同法の見直しの方向性が取りまとめられた。

図表 次世代医療基盤法の見直しの方向性

- ・ 希少な症例についてのデータ提供等のニーズに応えるため、現行法の匿名加工医療情報に加えて、新たに「仮名加工医療情報^{*1}」(仮称)を創設する。
- ・ 研究開発の推進のため、NDB^{*2}等の公的データベースとの連結を可能とする。
- ・ 医療機関等に対して、医療情報の利用推進に関する施策への協力を促す。

※1 他の情報と照合しない限り、個人を特定できないよう加工した情報。個人情報から氏名やID等の削除が必要であるが、特異な値等の削除等は不要となる。

※2 National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan。レセプト情報・特定健診等情報データベース。レセプト情報及び特定健診・特定保健指導情報を格納・構築している。(第7回次世代医療基盤法検討ワーキンググループ 資料1「次世代医療基盤法の見直しについて」(令和4年12月27日)を基に当室作成)

9 フリーランス対策

(1) フリーランスの実態

「フリーランス」とは、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」とされている⁶⁹。

内閣官房の調査⁷⁰によれば、フリーランスの人数は462万人で、40代以上が全体の約7割

⁶⁸ 「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定。平成29年2月17日一部変更)33,35頁

⁶⁹ 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(令和3年3月26日内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省)

⁷⁰ 「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局)

を占める。業種は、営業、講師・インストラクター、建設・現場作業、デザイン・コンテンツ制作、運輸・輸送・配送・配達等多岐にわたり⁷¹、契約形態としては、準委任、請負などがある。

働き方の多様化、情報通信技術の進展等を背景に、労働者を雇用せずフリーランスに委託する形態が増えている。フリーランスには、自分の仕事のスタイルで働き、働く時間や場所を自由に決めることができるといった利点が挙げられる。一方、特定の依頼者への依存度が高い者が多く⁷²、また、発注時の契約内容が不明確、報酬の支払遅延等のトラブルを経験した者も少なくない⁷³。

(2) 現行法の規制

ア 独禁法⁷⁴及び下請法⁷⁵

フリーランスとの取引の発注者が事業者であれば、独禁法に定める優越的地位の濫用規制が適用される。また、取引の発注者が資本金1,000万円を超える法人の事業者の場合は、下請法も適用され、当該事業者に一定の義務が課せられる。問題となる行為類型としては、報酬の支払遅延、報酬の減額、著しく低い報酬の一方的な決定、不当なやり直しの要請、一方的な発注取消し等がある。

イ 労働関係法

フリーランスに対しては、一般的に「労働基準法⁷⁶」、「労働組合法⁷⁷」等の労働関係法令は適用されない。しかし、フリーランスが実質的に「労働者」と同様の立場にある場合には労働関係法令が適用される。例えば、実質的に労働基準法における「労働者」と認められる（発注事業者の指揮監督下で仕事をしている等の判断基準を満たす）場合には、同法の労働時間や賃金に関するルールが適用される。

(3) 政府の方針

骨太方針2022において、「事業者がフリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備や相談体制の充実など、フリーランスが安心して働ける環境を整備する」こととされた。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画⁷⁸」においては、「取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する」こととされた。

これを受け、令和4年9月、「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」において、事業者の遵守事項として、業務委託の開始・終了に関する義務、報酬の支払に

⁷¹ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）基礎資料集31頁

⁷² 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）基礎資料集33頁

⁷³ 「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局）

⁷⁴ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）

⁷⁵ 「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）

⁷⁶ 昭和22年法律第49号

⁷⁷ 昭和24年法律第174号

⁷⁸ 令和4年6月7日閣議決定

関する義務、フリーランスと取引を行う事業者の禁止行為等が示され、意見募集が行われた。

(4) 法案の提出

政府は法案を前国会第210回国会(臨時会)に提出する予定であったが、法案提出を見送った。政府は、個人がフリーランスとして安定的に働ける環境をつくることは重要であり、取引関係の適正化、環境整備が必要だという考えについては全く変わりがないとした上で⁷⁹、第211回国会において法案を提出する予定である。

10 日本学術会議

(1) 概要

ア 設置の経緯

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという認識の下、理想的な学術体制に関する検討結果⁸⁰を受けて、昭和24年1月に設置⁸¹された。日本学術会議は、我が国の科学者の代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的⁸²としている。

イ 組織

日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄⁸³の下、独立して職務を行う内閣府の特別の機関⁸⁴である。日本学術会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命⁸⁵する会員(定員210名)及び会長が任命する連携会員(約1,900名)から構成される。会長は会員の互選により選出され、副会長3名は総会の同意を得て、会長が指名する。会員の任期は6年で、3年毎に半数が改選され、次回の改選は令和5年10月である。

会員は特別職の国家公務員、連携会員は一般職の国家公務員に該当し、会議出席などの活動に対し、手当や旅費が支給される。毎年度の予算は約10億円である。

ウ 活動

日本学術会議は、①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること(審議的機能)及び②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること(研究連絡的機能)を職務⁸⁶としている。具体的には、政府・社会に対する提言、科学者間ネットワークの構築、科学リテラシーの普及・啓発、各国アカデミーとの交流等を行っている。

⁷⁹ 後藤経済再生相閣議後会見(令和4年12月9日)

⁸⁰ 「学術体制刷新委員会から内閣総理大臣あての報告」(昭和23年4月8日)

⁸¹ 「日本学術会議法」(昭和23年法律第121号)施行による。

⁸² 日本学術会議法第2条

⁸³ 日本学術会議法第1条第2項。設置当初に内閣総理大臣の所轄、平成13年1月に総務大臣の所轄、平成17年4月に再び内閣総理大臣の所轄となった。

⁸⁴ 内閣府設置法第40条

⁸⁵ 日本学術会議法第7条第2項

⁸⁶ 日本学術会議法第3条

日本学術会議は、戦前の科学者が国の戦争遂行に協力したことへの反省に立って、昭和25年及び昭和42年に軍事目的の科学研究を行わない旨の声明、平成29年に防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に懸念を示す声明等を発出している。一方、令和4年には、小林内閣府特命担当大臣（当時）からの軍民両用（デュアルユース）の先端科学技術の扱いに関する質問に対して、下記のような回答を行っており⁸⁷、軍民両用技術の研究を事実上、容認するものとの指摘もなされている⁸⁸。

- ・先端・新興科学技術は、用途の多様性・両義性を有しており、従来のようにデュアルユースとそうでないものとの単純に二分することは困難。
- ・潜在的な転用可能性をもって区別することは現実的ではない。
- ・研究成果の公開性と安全保障上の要請とのバランス等を考慮し、適切な研究環境を確保していくことが重要。

(2) 日本学術会議の在り方に関する検討

ア 日本学術会議法の主な改正経過等

日本学術会議の在り方については、これまで4度の法改正が行われ、会員資格や会員の選出方法（設置当初は公選制）等に関する制度改革が行われた。

図表 日本学術会議法の主な改正概要

昭和25年改正 (第7回国会)	・会員の選挙権及び被選挙権の資格の基準の明確化 等
昭和31年改正 (第24回国会)	・選挙規制の規定違反の罰則を新設 ・被選挙権資格を学術会議に登録された者に限定 等
昭和58年改正 (第100回国会)	・会員の選出方法を研究連絡委員会ごとの推薦制に改正 ・会員資格を、5年以上の研究歴を有し当該分野で優れた研究又は業績がある科学者へと改正 ・会員の候補者の資格認定等を行う会員推薦管理会を新設 等
平成16年改正 (第159回国会)	・会員と連携して職務を行う連携会員を新設 ・会員の選考方法を、学術研究団体からの推薦に基づく方法から日本学術会議自身が会員候補者を選考する方法に変更 等

その後も、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故等を踏まえ、平成27年3月の有識者会議報告書⁸⁹において、法律上独立性が担保された国の機関という組織形態は維持したまま、引き続き、運用面での工夫を検討すべきことなどが指摘されていた。

イ 会員任命問題を契機とした検討

令和2年9月、会員の半数改選に当たって、日本学術会議から推薦⁹⁰された105名のうち

⁸⁷ 「先端科学技術と『研究インテグリティ』の関係について（回答）」（令和4年7月25日）

⁸⁸ 『日本経済新聞』夕刊（令4.10.28）

⁸⁹ 「日本学術会議の今後の展望について」（平成27年3月20日日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議）

⁹⁰ 日本学術会議法第17条

6名が任命されなかった。これを契機として、日本学術会議の在り方が見直されることとなり、日本学術会議は、令和3年4月、科学的助言機能（声明、提言等）の強化、会員選考プロセスの透明性の向上（候補者選考理由の公表など）等を内容とする改革案⁹¹を取りまとめた。

また、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会においても、令和4年1月、日本学術会議の在り方に関する政策討議が取りまとめられた⁹²。同取りまとめにおいては、中長期的・俯瞰的分野横断的な視点から活動できるバランスのよい会員選考の重要性、現在の組織形態が最適なものであるという確証は得られていないこと、既存のリソースや組織体制を前提とせず、日本学術会議の役割・機能を最大限に発揮するために最適な在り方について検討が求められることなどが指摘された。

(3) 日本学術会議法改正の動き

これらを踏まえ、内閣府は、令和4年12月6日に「日本学術会議の在り方についての方針」を取りまとめた。同方針においては、科学的助言を行う機能等を強化することとし、活動や運営の透明化・ガバナンス機能の強化を図るため、日本学術会議を国の機関として存置した上で、必要な措置を講ずるべきであるとした。

「日本学術会議の在り方についての方針」の概要

- ・国の機関として存置
- ・中長期的・俯瞰的分野横断的な活動を推進し、「期」（3年）を超えた活動方針を策定
- ・第三者の参画（会員以外による推薦等）など、透明かつ厳格な選考プロセスへと改革
- ・選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正・円滑に行われるよう必要な措置を実施
- ・活動に意見を述べる外部評価対応委員会の機能を強化
- ・関連法の施行後3年及び6年を目途に、組織の在り方等について検討し、必要に応じて国から独立した法人格とすることを検討

同方針に基づき、具体化検討案⁹³が令和4年12月21日の日本学術会議総会に示された。その内容としては、中期的な事業運営方針（6年）の作成、会員選考に関して意見を述べる第三者委員会の設置、令和5年10月の次期改選を改正後の制度により行うこと等が盛り込まれた。また、政府は、今後、日本学術会議の意見も聴取しつつ、法制化作業を進め、令和5年通常国会に所要の法案を提出することとしている。

11 孤独・孤立対策

(1) 孤独・孤立に関する状況

ア 孤独・孤立とは

一般的に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂

⁹¹ 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）

⁹² 「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」（令和4年1月21日総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会）

⁹³ 「日本学術会議の在り方について（具体化検討案）」（令和4年12月21日内閣府総合政策推進室）

しいことという感情を含めて用いられることがある。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す⁹⁴。

イ 背景

我が国においては、平成12（2000）年以降、経済のグローバル化が進む中で、それまで定着していた終身雇用、新卒一括採用等に基づく日本型雇用慣行が変化し、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者といった非正規雇用労働者が増加した。

また、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化等を背景に単身世帯や単身高齢者が増加し、人と人との「つながり」が希薄化していった。

こうした状況の下、職場内・家庭内・地域内において人々が関わり合いを持ち、相互に支え合う機会が減少し、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じるようになったと考えられる⁹⁵。

加えて、令和2年以降新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、リモートワークやオンライン授業が急速に普及し、人と人との接触機会が減少したことにより、孤独・孤立の問題はより一層深刻となっている。

ウ 孤独・孤立の影響

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。コロナ禍では自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、特に女性や若者の自殺が増加しているが、その要因の一つが孤独・孤立の問題と考えられている⁹⁶。

また、DVの被害者は、加害者により社会や親族から孤立させられることがあるとされる⁹⁷。コロナ禍においては、人と人との接触機会の減少に伴い、DV被害が増加している。

(2) 政府の取組

政府は令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣を置き、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を立ち上げた。

令和3年12月には、孤独・孤立対策の基本理念、基本方針、具体的施策等を記載した「孤独・孤立対策の重点計画」を策定し、令和4年12月に同計画を改定した。同計画では、孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもので、社会全体で対応しなければならない問題と位置付けた。その上で、「望まない孤独」と「孤立」を対象として対策に取り組むとし、孤独・孤立に至らないようにすること（予防）が重要であるとした。

同計画の下、政府は、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査等を実施してい

⁹⁴ 「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日改定 孤独・孤立対策推進会議決定）を参考に記述

⁹⁵ 「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日改定 孤独・孤立対策推進会議決定）

⁹⁶ 「令和3年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」（令和4年版自殺対策白書）40頁

⁹⁷ 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」（令和2年9月 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）

る。

II 第211回国会提出予定法律案等の概要

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(予算関連)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講じるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁（仮称）を設置する。

2 フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案（仮称）

個人がフリーランス（仮称）として安定的に働くことができる環境を整備するため、これらに業務委託をする事業者について、給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

3 孤独・孤立対策推進法案（仮称）

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部（仮称）の設置等について定める。

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令（仮称）等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を講ずる。

5 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した匿名加工医療情報（仮称）の取扱いに関する規定を整備するほか、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設、国が実施する匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する施策への協力に関する医療情報取扱事業者の責務規定の創設等の措置を講ずる。

6 日本学術会議法の一部を改正する法律案

日本学術会議のより適正かつ透明性の高い運営を確保するとともに、近年の我が国及び国際社会の課題により的確に対応した活動を推進するため、6年間の事業の運営に関する方針の作成、運営の状況についての自己評価の実施、会員の候補者の推薦等に関する選考諮問委員会（仮称）の意見の聴取等について定める等の措置を講ずる。

（参考）継続法律案等

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号）

新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定める。

○ 性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号）

性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める。

○ 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（大河原まさ子君外10名提出、第208回国会衆法第55号）

全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定める。

○ 多文化共生社会基本法案（中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号）

我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び多文化共生社会の形成の推進に係る体制の整備について定める。

○ 国葬儀法案（青柳仁士君外3名提出、第210回国会衆法第2号）

今般の国葬儀の実施の決定過程等に関する様々な議論を踏まえ、その公正性及び透明性

を確保することが重要であること等に鑑み、国葬儀の実施の根拠と基準及びこれに対する国会の承認、事後の国会への報告並びに費用の負担等について定める。

- 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外2名提出、第210回国会衆法第14号）

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、その全ての当事者間において信頼関係が構築されているものとして一定の要件に該当する場合に締結する出演契約について、出演契約は性行為映像制作物ごとに締結しなければならないとする規定並びに性行為映像制作物の撮影及び公表の時期を制限する規定の適用を除外することができることとする。

内容についての問合せ先

内閣調査室 尾本首席調査員（内線68400）